

令和 7 年 4 月 3 日
長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 7 年 3 月 28 日策定）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき、五島漁業協同組合長会から海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

＜融通前＞

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	138.650 トン	28.367 トン	167.017 トン

＜融通後＞

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	128.650 トン	38.367 トン	167.017 トン